

「エコノミー通訳サービス」利用規約

平成 29 年 12 月 1 日版

USEN
NETWORKS

エコノミー通訳サービス利用規約

第1条（目的）

株式会社USEN NETWORKS（以下「当社」という）は、この利用規約（以下「本利用規約」という）に基づき「エコノミー通訳サービス」（以下「本サービス」）を提供する。

第2条（定義）

本利用規約における用語を、次の各号のとおり定義する。

- (1)「申込者」とは、本サービスの利用に係る申込みを行う法人もしくは個人をいう。
- (2)「本契約」とは、本利用規約をその内容の一部とする、当社と申込者の間で成立した本サービスの利用に係る契約をいう。
- (3)「契約者」とは、当社と本契約が成立した申込者をいう。
- (4)「利用者」とは、本サービスを介して契約者と会話する相手をいう。
- (5)「通訳オペレーター」とは、本サービスにて通訳を行なうオペレーターをいう。
- (6)「契約番号」とは、契約者を特定するために当社が契約ごとに付する番号をいう。
- (7)「専用電話番号」とは、当社が定める、契約者が本サービスを利用するための電話番号をいう。
- (8)「本サービス料金」とは、契約者が本サービスを利用するために支払う料金をいう。
- (9)「料金表」とは、当社が別途定める「サービス料金一覧表」をいう。

第3条（本サービスの申込み）

1. 本サービスの利用を希望する申込者は、本利用規約及び当社の定めるプライバシーポリシーに同意の上、別途当社が定める方法により申込みものとする。
2. 申込者は、申込者が当社基準を満たさない場合または申込情報に虚偽の記載があった場合、当社が申込みを断る場合があることをあらかじめ承諾のうえ申込を行うものとする。

第4条（契約の成立）

申込者に対して、当社が契約番号を発番するなど承諾の意思表示を行った時に本契約は成立する。

第5条（契約番号）

1. 本契約が成立したのち、当社は契約者に対して契約番号を速やかに通知する。
2. 契約者は、通知された契約番号を自己の責任において適切に保管、管理を行なうものとする。契約者以外の第三者が契約番号を不正利用して本サービスを利用した場合であつ

ても、当該利用は契約者による本サービスの利用とみなされる。ただし当社の故意または重過失により契約番号が不正利用された場合はこの限りではない。

第6条（専用電話番号）

当社は、契約者に対し、契約番号の通知と共に専用電話番号を通知する。

第7条（本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、受話器の受け渡しによる契約者、通訳オペレーター及び利用者の三者間電話通訳サービスであり、契約者からの専用電話番号への電話を通訳オペレーターが受け、当該通訳オペレーターが契約者または利用者に対し、日本語を日本語以外の言語に、または日本語以外の言語を日本語に通訳して伝えるサービスとする。
2. 本サービスの通訳対象の会話（以下「対象会話」という）は、一般的に日常会話として行われる程度の通訳に限られるものとし、日常会話とは、飲食関連やレジャー関連、エンターテインメント関連、宿泊関連、交通機関等で日常的に生じるであろう会話を指す。契約者は、医療通訳など生命にかかわるものや高度な専門知識が必要となる通訳に関しては、当社の基準に基づく通訳オペレーターの判断により通訳を断る場合があることをあらかじめ承諾する。
3. 本サービスの対応言語は、料金表に定める通りとする。
4. 本サービスを利用可能な時間帯は、別途当社が定める通りとする。
5. 契約者は、本サービスを利用するための通信機器を自己の費用と責任において調達し、本サービスを利用するために通信機器の利用から発生する通話料、通信料その他の費用を負担するものとする。

第8条（本サービス中の中断等）

1. 対象会話が次の各号のいずれかに該当する場合または契約者もしくは利用者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、契約者は、当社が該当する対象会話の通訳を行わず、または通訳の途中であっても通訳を中断し、以降の同様の対象会話の通訳を断る等本サービスの提供を断ることをあらかじめ了承し、利用者にもこれを了承させるものとする。
 - (1) 当社もしくは本サービス、利用者もしくは第三者を差別し、誹謗中傷し、非難しもしくは攻撃し、またはその名誉もしくは信用を棄損する言動。
 - (2) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれがある言動。
 - (3) わいせつまたはわいせつを想起させる言動。
 - (4) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する言動。
 - (5) 利用者のプライバシーに踏み込んだ言動。
 - (6) 通訳オペレーターの肖像権やプライバシー権を侵害する言動もしくは通訳オペレータ

- の声を録音する行為などそれらが公けに発表される不安を当該通訳オペレータに与える行為その他通訳オペレータの肖像権やプライバシー権を侵害するおそれがある言動。
- (7) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する言動または公職選挙法に抵触する言動。
 - (8) 当社もしくは第三者の財産、プライバシー、肖像権、著作権もしくは商標権等の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
 - (9) 本サービスを悪用して利用者または第三者に迷惑をかける行為。
 - (10) 反社会的勢力に直接的または間接的に利益を提供する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (11) 上記各号の他法令もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐、麻薬取締等）し、または第三者に不利益を与える言動。
 - (12) 上記各号の他社会的状況を勘案の上、当社が不相当と認める言動。
 - (13) 上記各号の他当社が本サービスを提供しがたいと判断した言動。
2. 契約者は、利用者の発言を聞き取れなかった場合、訛りが極端に強いなど何度聞きかえしても聞き取れない場合、正確な通訳を提供できない場合があることをあらかじめ了承し、利用者にもこれを了承させるものとする。なおこの場合、あらかじめ契約者および利用者に、正確に聞き取れないことを申し添えたうえで、通訳オペレータは聞き取れる範囲内で契約者または利用者に伝えるものとし、その正誤の判断は、両者にゆだねるものとする。
3. 前2項に該当したことにより本サービスを利用できないまたは一部不完全な利用であったとしても、契約者は当社に対し、異議申立て、苦情、請求等を行わないものとする。

第9条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本利用規約または本契約に違反する行為。
 - (2) 本サービスの利用時における通訳オペレータの指名。
 - (3) 本サービスの利用時における通訳オペレータの性別、年齢層または国籍の指定。
 - (4) 本項第2号または第3号を理由とした通訳オペレータの交替の請求。
 - (5) 契約番号、専用電話番号、映像通訳専用 URL、ID 及びパスワードを当社に無断で第三者に譲渡する行為。
 - (6) 本サービスを利用者以外の第三者に利用させる行為。
 - (7) 本サービスを商用目的で利用する行為。
 - (8) 本サービスを通訳以外の目的で利用する行為。
 - (9) 当社または第三者の著作権、特許権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害し、

- または侵害するおそれのある行為。
- (10) 本サービスの運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
 - (11) 本契約の契約上の地位を第三者に移転し、または本契約に基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者へ譲渡し、もしくは担保に供する行為。
 - (12) 法令に違反し、または違反する疑いのある行為。
 - (13) 第三者に対する差別を行い、または助長する行為。
 - (14) 当社または第三者の名誉もしくは信用等を毀損する行為。
 - (15) 当社の財産を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - (16) 犯罪行為に該当し、または該当する疑いのある行為。
 - (17) 公序良俗に反し、または反する疑いのある行為。
 - (18) 上記各号の他当社が不適切と判断する行為。
2. 契約者は、利用者に本サービスを利用させるにあたり、前項各号に掲げる行為を行わせないものとする。

第 10 条 (反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、法人その他の団体の場合においては自ら及びその役員その他名称の如何を問わず実質的に法人の全部または一部を支配する者並びに利用者が、個人の場合においては自ら及び利用者が、次の各号に記載する者（以下、「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを相手方に対し表明、保証する。
- (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者。
 - (2) 前号に記載する者に対し資金や便宜を供与する、不正の利益を図る目的で利用するなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者。
2. 契約者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方及びその利害関係者の信用を棄損し、または相手方及びその利害関係者の業務を妨害する行為。
3. 契約者は、前二項各号に違反する事実が判明した場合、当社に直ちに通知するものとする。

第 11 条 (本サービス料金及び支払い)

1. 本サービスの料金及び支払期日は、料金表に従うものとする。
2. 契約者は当社指定の方法にて、本サービス料金を支払うものとし、振込にかかる手数料については、契約者の負担とする。また、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日までに振り込むものとする。
3. 契約者が本サービス料金について支払期日を経過してもなお支払いをしない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合による損害金を請求することができるものとする。
4. 契約者は、月の途中で利用停止、契約解約もしくは契約解除となった場合でも、その月分の月額基本料金を支払わなければならない。

第 12 条（一時的な提供停止）

1. 当社は、本サービス用の設備等の定期点検、保守、改良、変更等を行うため、契約者へ事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に停止することがある。
2. 当社は、次のいずれかに該当する場合、契約者へ事前の通知することなく、本サービスの提供を一時的に停止することがある。
 - (1) 本サービス用の設備等に障害が発生した場合
 - (2) 天災地変、戦争、暴動、騒乱、火災、停電、通信回線の障害その他の不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - (3) 契約者に本契約の軽微な違反があり、または違反の疑いがある場合
 - (4) 契約者が本サービス料金の支払いを怠った場合
 - (5) その他運用上または技術上の理由から当社が本サービスの提供の一時的な停止が必要と判断した場合
3. 当社は、前二項に基づき本サービスの提供を一時的に停止したことによって契約者または利用者に生じた損害について責任を負わない。

第 13 条（個人情報）

当社は、申込者または契約者から個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう。）を受領した場合、当該個人情報を本サービスの提供を含む本契約の履行の目的に使用し、当社の個人情報保護方針に基づき適切に使用及び管理する。

第 14 条（権利義務の譲渡の禁止）

契約者は、本契約に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならない。

第 15 条（通知義務）

契約者は、以下に変更が生じた場合には、直ちに当社へ書面（FAX・電子メールを含む）

にて通知しなければならない。当社は、契約者が当該届出を怠ったことにより被った当社からの通知の不到達その他の不利益について責任を負わない。

- (1) 法人その他の団体においては商号または屋号、個人においてはその氏名
- (2) 法人その他の団体においては本店所在地または契約時の営業所所在地、個人においては現住所
- (3) 法人その他の団体においては代表者
- (4) 連絡先（電話番号、FAX 番号）
- (5) 法人その他の団体においては担当者情報

第 16 条（秘密保持）

1. 当社は、申込者から受領した本サービスの申込みに係る情報及び本サービスの提供に際して契約者または利用者から受領した情報（以下、総称して「秘密情報」という）を、秘密情報の各提供者の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者（第 21 条に定める再委託先を除く）に開示、漏洩し、または本契約の履行の目的以外に使用しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まないものとする。
 - (1) 受領した時点で、公知または公用の情報。
 - (2) 受領後、当社の責によらずに公知または公用となった情報。
 - (3) 受領した時点で、既に当社が所有していた情報。
 - (4) 当社が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに受領した情報。
 - (5) 受領後、受領した情報とは関係なく当社が独自に創出した情報。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は管轄官公庁又は法律により秘密情報の開示を要求された場合、必要最小限の範囲及び目的に限り、秘密情報を開示することができる。

第 17 条（知的財産権等）

1. 契約者は、本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、文書、図面、ドキュメント、商標、商号等に関する所有権、著作権をはじめとする一切の知的財産権が、当社及びその供給者に帰属することをあらかじめ同意する。
2. 当社は、本サービスによる通訳の結果生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）について権利を主張しない。また当社は、契約者または利用者並びに両者より正当な権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継したものに対して、通訳内容及び通訳業務履行の過程に生じた著作物につき著作者人格権を行使しない。

第 18 条（本契約の解約、解除）

1. 契約者は、解約を希望する月の 20 日までに当社指定の方法で申し出ることによって、その月の末日をもって本契約を解約することができる。なお当社への申し出が 21 日以降となった場合、本契約はその翌月末日に解約される。

2. 契約者が次の各号の一に該当する行為を行った場合またはそのおそれがある場合、当社は、何らの通知催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 第8条第1項各号または第9条第1項各号に定める行為が、複数回行われた場合。
 - (2) 前号の他、本契約に違反した場合。(3) 本サービスの料金の支払を3回以上遅延した場合。
 - (3) 長期間にわたり電話、FAX、電子メール等での連絡がつかない場合。
 - (4) 契約者が個人の場合、死亡した場合。
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、または自ら申し立てた場合。
 - (6) 契約者が法人その他の団体の場合、営業の廃止もしくは変更または合併によらない解散の決議をした場合。
 - (7) 上記各号の他、契約者の支払能力が低下すると認められる客観的な事態が生じた場合。
 - (8) 上記各号の他、契約者に当社が本契約の継続が不適切と判断する事由が生じた場合。
3. 契約者は、前項により本契約を解除された場合、その解約時点において支払義務のある未払いの本サービスの料金、支払遅延損害金その他本契約に基づく金銭債務を直ちに当社に支払わなければならないものとする。この場合、当社は契約者または利用者に損害が生じたとしても、一切の責任を負わない。
4. 当社は、次の場合、本契約を解約することができる。なお第1号の場合を除き、当社は契約者への事前に通知する。
 - (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスの提供を継続できないとき。
 - (2) 本サービスの廃止を決定したとき。
 - (3) 本サービスの提供に不可欠なサービスを当社に提供している事業者が当該サービスの提供の廃止を決定したとき。

第19条（保証及び責任の範囲）

1. 当社は、本サービスの完全な提供に努め、セキュリティに必要な対策を講じるが、その完全性、有用性、信頼性、安全性等を保証するものではない。契約者は、同一時間帯に本サービスの利用が集中した場合、通訳オペレーターにつながりにくい状況が発生する可能性があることをあらかじめ了承するものとし、利用者にもこれを了承させるものとする。
2. 当社は、本サービスにて提供する通訳の結果について、その完全性、正確性、有用性その他を保証するものではない。契約者及び利用者は自己の責任において通訳の結果の採否を決定するものとする。
3. 以下に掲げる事由により契約者または利用者に発生した損害について、当社は免責されるものとする。

- (1) 天災地変、戦争、暴動、騒乱、火災、停電、通信回線の障害その他の不可抗力
 - (2) 契約者または利用者の利用する情報通信機器もしくは通信回線に発生した障害
 - (3) 当社が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用の設備等に対する第三者による不正アクセス等
 - (4) 刑事訴訟法第 218 条または犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
 - (5) その他当社の責に帰すべからざる事由
4. 当社は、契約者または利用者が本サービスを利用することにより契約者と利用者間または第三者との間に生じた紛争等に関して、一切の責任を負わない。
 5. 当社は、当社の責に帰すべき事由により本サービスに障害が発生した場合、当社の責任と負担にて本サービスの復旧のために必要な対応を行うものとする。
 6. 本サービスの提供に関し、当社に故意または重過失がない場合における当社の保証は、前項に限定されるものとします。
 7. 当社の故意または重過失により、契約者または利用者が本サービスの利用により損害を被った場合に当社が負う損害賠償責任は、契約者または利用者に現実に発生した通常の損害に限定され、その損害賠償の額は当社が契約者から支払われた本サービスの料金の総額を上限とする。

第 20 条（本利用規約の改定）

1. 当社は、次に掲げる場合、当社の裁量にて、本利用規約を変更する場合がある。
 - (1) 本利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本利用規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 本利用規約を変更する場合、当社はその変更後の内容と効力発生日を当社のホームページに掲載して周知する。変更後の本利用規約は、当社が別途定める場合を除いて、当該効力発生日より、効力を生じるものとする。
3. 本規約の変更の効力発生日以降に利用者が本サービスを利用した場合、利用者は本規約の変更に同意したものとみなされる。

第 21 条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に委託することがある。

第 22 条（権利義務の譲渡）

契約者は、当社が本契約に基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡または本契約における契約上の地位を第三者に移転することができることをあらかじめ承認す

るものとする。

第 23 条（合意管轄）

本契約及び本利用規約における準拠法は日本法とし、契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、平成 29 年 12 月 1 日より効力を有する。

「サービス料金一覧表」

初期費用：5,000 円

月額利用料：980 円。日割り計算なし。

課金開始：利用開始月の 1 日。

課金停止：退会予定月の 20 日までに当社指定の方法による解約の申し出が当社に受領された場合、当該月末日。申し出が 21 日以降となった場合、その翌月末日。

対応言語：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語

以上